

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>路 線 名</p>	<p>花園本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市北堀字田端一三一番二地先から同市北堀字前田一九二七番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年五月十二日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号及び令和三年十月十五日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二四二・六〇メートル</p>